

50TH
1974>2024

自然保護憲章 50周年記念シンポジウム

ネイチャーポジティブによる 社会変革

登壇者プロフィール



亀山 章 (かめやま あきら)

日本自然保護協会 前理事長
東京大学農学部農業生物学科卒業後、厚生省国立公園局技官、信州大学農学部助教授、教授を経て、東京農工大学農学部教授のち同大名誉教授。専門分野：造園学、景観生態学、地域計画学、環境緑化学、森林科学



山極 壽一 (やまぎわ じゅいち)

総合地球環境学研究所 所長
東京都生まれ。理学博士。京都大学霊長類研究所助手、京都大学大学院理学研究科長・理学部長を経て、2020年まで第26代京都大学総長。屋久島で野生ニホンザル、アフリカ各地で野生ゴリラの社会生態学的研究に従事。日本霊長類学会会長、国際霊長類学会会長、日本学術会議会長を歴任。2025年大阪・関西万博シニアアドバイザーを務める。南方熊楠賞、アカデミア賞受賞。



茅野 恒秀 (ちの つねひで)

信州大学人文学部准教授
博士(政策科学)。専門は環境社会学。法政大学在学中より日本自然保護協会事務局に参加し、職員として創立50年誌の編集、赤谷プロジェクトの立ち上げ等を担当。社会学者として郷土史から政策までを扱い、自然資源管理や地域における脱炭素社会づくりの中間支援に取り組む。



石井 実 (いしいみのる)

大阪府立大学名誉教授
横浜市生まれ。京都大学大学院修了。理学博士。(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所理事長。専門は動物生態学、昆虫学、保全生物学。中央環境審議会臨時委員、大阪みどりのトラスト協会会長、日本自然保護協会理事、WWFジャパン評議員などを務める。



司会：井田 寛子 (いだひろこ)

気象予報士・キャスター。春日部親善大使
筑波大学第一学群自然科学類化学科卒業(宇宙化学研究室)後、製薬会社を経てNHK・TBS等メディアを中心に活動(ニュースウオッチ9、あさチャン!)。2014年ニューヨークで開かれた国連気候サミットへの参加をきっかけに気候変動問題に関心をもち、学びや発信を続ける。「難しいことを分かりやすく」伝えることにこだわりを持つ。
2023年東京大学大学院広域科学専攻修士課程修了。
メディアの気候変動コミュニケーションについて研究。



伊藤 康志 (いとう やすし)

宮城県大崎市長
1949年9月29日生まれ。宮城県小牛田農林高等学校卒業。1987年4月に宮城県議会議員に当選(5期)。2005年7月に第33代宮城県議会議長に就任。2006年5月に大崎市長に当選し、現在5期目。在任期間中に、「化女沼」ラムサール条約湿地登録(2008年)、「大崎耕土」世界農業遺産認定(2017年)。



酒向 里枝 (さこうりえ)

経団連自然保護協議会 事務局長
2024年6月、経団連の組織改編により新設された「教育・自然保護本部」の本部長に就任。
経団連自然保護協議会事務局長を兼務。経団連事務局入局以来、環境関連の業務は1995年～2001年、2016～2018年に続き3回目。直近の6年間は、経済政策本部長としてマクロ経済政策、財政、社会保障分野を担当。同時に内閣府政策参与として、経済財政諮問会議の業務に従事。



小林 海瑠 (こばやし かいる)

ユース団体「緋熊と黒潮」代表
生物多様性保全を巡る社会的側面に関心をもち、生物多様性わかものネットワークの副代表として国際会議から草の根の活動まで幅広く携わる。生物多様性と地域活性の両立を実現する若手人材の育成を担うユース団体「緋熊と黒潮」を後に設立。全国各地で学生向けプログラムを実施し、現在までにのべ200名以上が参加している。



藤木 庄五郎 (ふじき しょうごろう)

株式会社バイオーム代表取締役
京都大学大学院博士号(農学)取得。ボルネオ島の熱帯ジャングルにて2年以上キャンプ生活をする中で、環境保全を事業化することを決意。2017年に株式会社バイオームを設立、代表取締役に就任。生物多様性の保全が社会の利益につながる仕組みづくりを目指し、生物の情報をビッグデータ化する事業に取り組む。環境省「2030生物多様性枠組実現日本会議行動変容WG」専門委員。ISO/TC331(生物多様性)日本国内審議委員会オブザーバー。



志村 智子 (しむらともこ)

公益財団法人日本自然保護協会 事務局長・執行理事
学生時代に、知床の保護問題、自然観察指導員などに関わり始め、丸の内OL時代に、世界遺産になる前の白神山地の保護活動にボランティアとして参加。1986年、森林保護・環境教育業務のサポートスタッフになる。『自然保護』編集長時代には、地球サミット(1992・ブラジル)にNGOとして参加、取材。環境教育担当、管理部長、広報担当、保護部長などを経て、現職。



植田 明浩 (うえだ あきひろ)

環境省自然環境局長
1989年環境庁入庁。2011年から4年間、那覇自然環境事務所長として、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録に向けた地元調整に従事。その後、野生生物課長、自然環境計画課長、地域脱炭素審議官等を歴任し、2024年7月より現職。



「だいだらぽージー (DAIDARAPOSIE)」

日本各地で山や湖、川を作ったとして伝承されている巨人「だいだらぼっち」がモチーフで、地球のポジティブな未来を抱きしめて見守り続けるキャラクターとして制作されました。

50TH
1974>2024

自然保護憲章 50周年記念シンポジウム

ネイチャーポジティブによる 社会変革

2024年 **9.11** Wed
13:00 ~ 16:00
星陵会館ホール
(東京都千代田区永田町 2-16-2)



アンケートにご協力
おねがいします

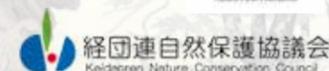
Program

- 13:00 開会挨拶 伊藤 信太郎 (環境大臣)
西澤 敬二 (経団連自然保護協議会会長)
- 13:10 はじめに 亀山 章 自然保護憲章のこころ
- 13:25 基調講演 山極 壽一 ネイチャーポジティブへの期待
- 14:30 パネルディスカッション
自然保護憲章からつながるネイチャーポジティブへ
進行：茅野 恒秀 (信州大学准教授)
コメンテーター：石井 実 (大阪府立大学名誉教授・大阪府立環境農林水産総合研究所理事長)
パネリスト：伊藤 康志 (宮城県大崎市長)
酒向 里枝 (経団連自然保護協議会 事務局長)
小林 海瑠 (ユース団体「緋熊と黒潮」代表)
藤木 庄五郎 ((株)バイオーム代表取締役)
志村 智子 (日本自然保護協会 事務局長)
植田 明浩 (環境省自然環境局長)
- 15:50 閉会挨拶 自然公園財団

共催：(公財)日本自然保護協会、(一財)自然公園財団、経団連自然保護協議会、環境省

協力：(一財)休暇村協会、国連大学サステイナビリティ高等研究所、(一社)自然環境共生技術協会、(一財)自然環境研究センター、生物多様性自治体ネットワーク、(公財)世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)、(公社)日本環境教育フォーラム、(特非)日本国際湿地保全連合、(公財)日本山岳・スポーツクライミング協会、(公財)日本生態系協会、(公財)日本鳥類保護連盟、(公社)日本ナショナル・トラスト協会、(公財)日本野鳥の会、(一社)リアル・コンサベーション、大山の頂上を保護する会、大山自然公園指導員の会

写真：石川県珠洲市の自然共生サイト「柞(ははそ)の森(クヌギ植林地)」
提供：株式会社ノトハソ (<https://www.noto-hahaso.com>)



50TH

1974>2024

自然保護憲章50周年記念シンポジウム

自然保護憲章は、国民の自然保護に関する指針を示すものとして、1974（昭和49）年6月5日に制定されました。1960年代の高度成長期に、海岸の埋立てや林道開発、森林伐採などが進み自然破壊が全国各地で問題化していたことを背景に、自然保護団体はじめ民間各界が集まり議論を重ね、自然保護の理念と行動をまとめ、国民会議のもと制定されました。制定から50周年を迎え、自然保護憲章の意義とその後の展開を踏まえ、今後、生物多様性の損失を防ぎ回復させるネイチャーポジティブを実現していくための社会変革を展望する記念シンポジウムを開催します。

ネイチャーポジティブによる社会変革



自然保護憲章のこころ 制定50年たった今考える自然保護憲章の意義

自 然保護運動の先覚者たちが憲章の言葉を思い付いたのは、わが国で児童憲章が生まれて少し経ったころのことである。「われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。」とする児童憲章は、1951年（昭和26年）5月5日に、内閣総理大臣によって招集された国民各層・各界の代表で構成された児童憲章制定会議で制定されたものである。「児童は、人として尊ばれる。社会の一員として重んぜられる。よい環境の中で育てられる。」とする三箇条のもとで、児童に対する12の行動規範が示されている。自然保護憲章は、その精神はもとより、主唱するところ、憲章の全体構想、さらには制定の経緯も児童憲章と通底している。二つの憲章は、ともに、わが国の将来に向けての指針である。

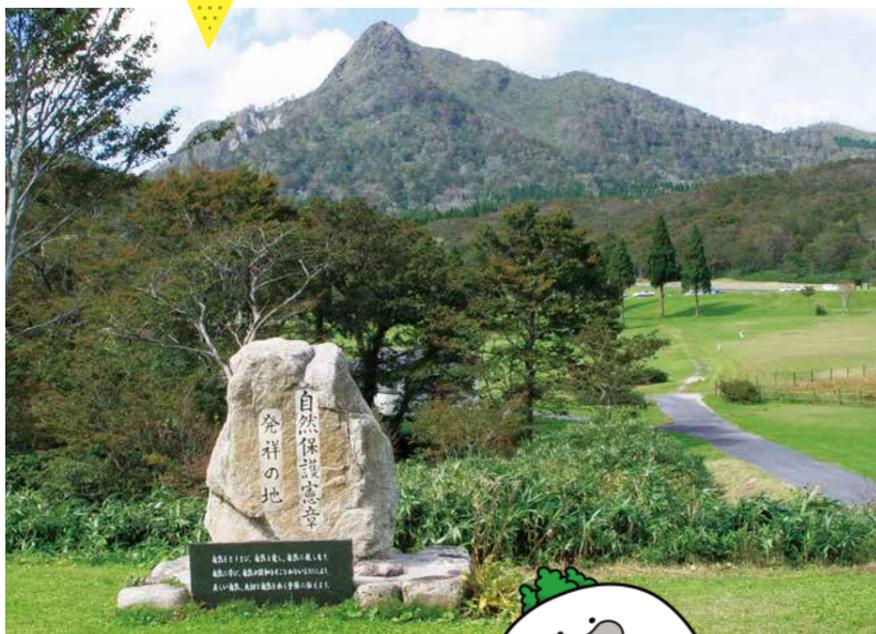
自然保護憲章の制定から50年を経て、その今日のかつ現代的な意義について述べておきたい。

自然保護憲章の中で、自然の効用については、SDGsや生態系サービスで述べられていることとはほぼ同様であり、動植物の自然だけではなく、美しい自然、大切な自然、と述べて景観の重要性が強調されていることも注視される。経済活動との関係については、自然の調和を損なうことなく、節度ある利用につとめることを求めているところが重要である。自然保護憲章は、制定から50年を経た今日においても、私たちの行動の規範として生き活きと生き続けている。

亀山章 (日本自然保護協会 前理事長)



石碑 自然保護憲章発祥の地



大山隠岐国立公園にある自然保護憲章の石碑。1966年に大山隠岐国立公園で開催された第8回国立公園大会で自然保護憲章の制定の提案が決議されたことから、この地が自然保護憲章発祥の地と言われている。

ネイチャーポジティブへの期待

現在、世界の人口は80億を超え、人間と家畜の総量は哺乳類の9割を超えるまでに増加した。人間と家畜を食べさせるための畑地と牧草地は地球の陸地の4割を超える。その結果、2009年に提唱されたプラネタリーバウンダリー（惑星の限界）を表す9つの指標のうち、すでに6つ（気候変動、生態系の損失、土地利用の変化、グローバルな淡水利用、窒素とリンの循環、新規化学物質）が限界値を超えている。このままでは地球は人間の住める惑星ではなくなってしまう。

このような事態をもたらした理由は、人間が自然の一部であることを忘れ、都合のいいように改変し続けてきたことにある。世界の人口の半分以上が都市に集中し、自然の営みに目を向けることなくひたすら人工的な環境を作ってきた。その結果、自然の生態系が調和を崩して不安定になり、再野生化して大規模な災害を引き起こすようになったのである。近年の地球温暖化、大雨や洪水、早魃、海水温の上昇と台風の激甚化、それに新型コロナウイルスに代表される感染症の拡大はその兆候と見なすことができる。

それを抑え、地球の安定を取り戻すためには、自然の仕組みに真摯な目を向け、その中に人間の存在を正しく位置づけ、科学・技術を賢く用いて環境への負荷を軽減していかなければならない。最も留意しなければならないのは生物多様性の保全である。農業、漁業、林業の大規模な工業化によって自然は均一化し、多様性が失われて変動に弱くなりつつある。これまで国立公園などの保護区を設けて自然の生態系を保護してきたが、そこに含まれる生物種は全体の20数%に過ぎない。生物多様性保全を進めるためにはOECM（その他の効果的な地域指定に基づく保全措置）として民有地を含む保護地域を拡大しなければならない。30 by 30（2030年までに国土と海域の30%を保全する）はその目標となっており、日本でも着々と準備が進められている。これには国民の深い理解が必要であり、とくに未来の世代を担う子どもたちに適切な学びの場を与えることが重要になると思う。

山極 壽一

(総合地球環境学研究所 所長)



自然保護憲章50周年
記念シンポジウム特設サイト

